

地震から家・命を守ろう

建築物の耐震化に要する費用を助成します

区では、災害に強い安全なまちづくりをめざし、地震による建築物の倒壊や人的被害を最小限にとどめるため、建築物の耐震化に要する費用を助成しています。ぜひ、ご活用ください。

問 合 市街地整備課防災まちづくりグループ ☎ 3579 - 2554



木造住宅に対する助成

昭和56年5月31日以前に建てられた2階建て以下の木造住宅(条件により併用住宅・木造アパートを含む)などを対象に、次の助成を行っています。

- ①耐震診断費用**
▷助成金額 = 費用の2分の1(上限7万5000円)、65歳以上の方・障がいがある方などは費用の3分の2(上限10万円)、区が指定する特定地域内(木造密集地域など)の場合は費用の5分の4(上限12万円)
- ②耐震計画などの費用**
▷対象建築物 = 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された▷助成金額 = 費用の3分の2(上限4万円)
- ③耐震補強工事費用**
▷対象建築物 = 次の全ての要件

- を満たす
 - 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された
 - 耐震診断の結果が反映された耐震計画がある
 - 建築基準法における重大な違反がない
 ▷助成金額 = 費用の2分の1(上限75万円)、65歳以上の方・障がいがある方などは費用の3分の2(上限100万円)
- ④耐震シェルターなどの設置工事費用**
▷対象建築物 = 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された▷助成金額 = 費用の2分の1(上限15万円)、要介護認定3～5・身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方は費用の10分の9(上限30万円)
- ⑤除却工事費用**
▷対象建築物 = 次の両方の要件

- を満たす
 - 区が指定する特定地域内(木造密集地域など)にある
 - 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された
 ▷助成金額 = 費用の3分の1(上限50万円)
- ①～⑤いずれも**
▷対象 = 次の両方の要件を満たす方
 - 建築物を所有する個人である
 - 特別区民税などを滞納していない
 ※①は建築物に居住している・65歳以上の方または障がいがある方が同居している・世帯全員の所得の合計額が200万円以下の要件も別途必要
- ⑥建替工事費用**
▷対象 = 次の全ての要件を満たす方

- 耐震診断を受けた建築物の所有者または所有者の2親等以内の親族で、新築の建築物に居住する
- 65歳以上の方・障がいがある方などが居住する
- 特別区民税などを滞納していない
- ▷対象建築物 = 次の全ての要件を満たす
 - 区が指定する特定地域内(木造密集地域など)にある
 - 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された
 - 新築する建築物の計画が、まちづくりに寄与する
 ▷助成金額 = 建替工事に要する費用(上限100万円)
- ①～⑥いずれも**
※このほかにも条件あり。詳しくは、お問い合わせください。

非木造建築物に対する助成

- ①耐震化アドバイザーの派遣**
建築士などのアドバイザーを無料で派遣し、耐震化に関する相談・情報提供などを行います。対象など詳しくは、お問い合わせください。
- ②耐震診断費用**
▷対象建築物 = 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、耐震診断を実施し、区が指定する機関で評定を受けた▷助成金額 = 費用の3分の2(上限200万円)

- ③耐震補強設計費用**
▷助成金額 = 費用の3分の1(上限100万円)
- ④耐震改修工事費用**
▷助成金額 = 費用の約15%(上限2000万円)
- ③④いずれも**
▷対象建築物 = 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、次の全ての要件を満たす
 - 建築物の耐震改修の促進に関

- する法律に定める特定建築物(マンション・店舗・事務所など)
 - 延べ面積1000㎡以上・地上3階建て以上
 - 耐震診断の結果、耐震補強が必要とされ、耐震補強設計の評定を受けた
 - Is(構造耐震指標)の値が0.6相当以上の設計である
- ③～④いずれも**
※1㎡あたりの単価の上限あり
※分譲マンションは管理組合の総会決議が必要

高齢者世帯などの家具転倒防止器具取付費用を助成します

家具をL字型金具などで壁に固定し、その費用を助成します。※事前の申請が必要。対象など詳しくは、お問い合わせください。

問 合
長寿社会推進課高齢者相談係 ☎ 3579 - 2464

緊急事態宣言が延長されています。一部の区施設では、休館・利用時間の短縮を行っています。最新情報は、区ホームページをご覧ください。



※3月8日時点の情報に基づき作成しています。